

4 我が国周辺水域での外国漁船の取締り

我が国の周辺水域では、二国間の漁業協定等に基づき、外国漁船が排他的経済水域（EEZ）にて操業するほか、EEZ 境界線の外側付近においても多数の外国漁船が操業しており、我が国は、水産庁と海上保安庁が連携して、我が国 EEZ においてこれら外国漁船が違反又は違法操業を行うことのないよう、漁業取締りを実施しています。

令和元年（2019 年）の外国漁船への取締実績は、水産庁では立入検査 8 件、拿捕 1 件、我が国 EEZ で発見された外国漁船によるものとみられる違法設置漁具の押収 37 件でした。また、海上保安庁では拿捕 7 件でした。

また、北太平洋では、令和元年（2019 年）度から、サンマやサバなどを保存管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）において、

外国漁船に対する公海乗船検査ができることになったことから、NPFC の保存管理措置の遵守状況を確認するため、水産庁が 3 件の乗船検査を実施しました。

一方、日本海大和堆周辺の我が国 EEZ での北朝鮮及び中国漁船による操業については、違法かつ我が国漁業者の安全操業の妨げにもなり、極めて問題となっています。このため、水産庁及び海上保安庁は、多数の北朝鮮漁船等の違法操業を防止するためには、放水等の厳しい措置により我が国 EEZ から退去させることが最も効果的であると考え、漁業取締船及び巡視船を同水域に重点的に配備し、連携を強化して対応しています。令和元年（2019 年）の水産庁による退去警告隻数は延べ 5,122 隻、海上保安庁による退去警告隻数は延べ 1,320 隻でした。そのような中で、令和元年（2019 年）10 月 7 日、大和堆周辺の我が国 EEZ において漁業取締船が退去警告を行っていたところ、北朝鮮籍とみられる漁船と接触し、当該漁船が沈没したため、乗組員を救助する事案が発生しました。

このような状況に対応するため、我が国は、漁業取締船及び巡視船を増隻するなど取締体制の強化を図っているほか、外交ルート等を通じて、繰り返し、こうした違反又は違法操業の停止や違法操業を行う外国漁船に対し我が国 EEZ からの退去を指導するよう強く申し入れています。今後も、違反又は違法操業が多発する水域・時期において重点的かつ効果的な取締り等を実施し、我が国の漁業秩序を脅かす外国漁船の違反又は違法操業に厳正に対応していきます。



北太平洋公海において乗船検査のため
移乗する漁業監督官



日本海大和堆周辺水域において
中国漁船に対し放水する水産庁漁業取締船